

福岡県公報

平成18年3月29日
第 2 5 1 4 号

目 次

告 示 (第631号-第643号の2)

- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) 1
- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 貸金業者の登録の取消し (経営金融課) 6
- 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定 (河川課) 7

公 告

- 争議行為の通知 (労働政策課) 7
- 平成17年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表 (生活衛生課) 7

雑 報

- 保育士試験の実施 (児童家庭課) 8

正 誤

- 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法 (平成十六年三月福岡県告示第五百三十三号) 中正誤.....14

告 示

福岡県告示第631号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成18年3月14日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 スーパードラッグコスモス篠栗店
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬981-1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
藤田 哲也	福岡県大野城市大城4丁目16番17号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成18年11月15日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,331㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬981-1 外	55

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬981-1 外	41

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬981-1 外	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬981-1 外	11.44

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時30分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2ヶ所 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬981-1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第632号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年3月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス西浜田店

(2) 所在地 福岡県大牟田市西浜田町17番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年11月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,495㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県大牟田市西浜田町17番1 外	50

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県大牟田市西浜田町17番1 外	43

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県大牟田市西浜田町17番1 外	54

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県大牟田市西浜田町17番1 外	7.4

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県大牟田市西浜田町17番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第633号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市須玖北一丁目30番1、31番1、31番3、32番1、32番2、32番6、33番1、33番5、34番1、46番1、46番4、46番5、47番1及び47番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 久典

福岡県告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年11月福岡県告示第1985号大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

大牟田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道

3 事業施工期間

昭和33年1月16日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年11月10日福岡県告示第1985号の事業地に大牟田市大字橋字紺町、字石崎、字膏薬町、字尾尻、字八幡田及び字瀬萩の各字の全部、大牟田市大字橋字五江の一部、大牟田市大字宮部字島崎の一部、大牟田市大字田隈字野間、字石沸、字平松

、字上木、字室尾、字山郷、字西ノ浦、字京ノ坪、字西ノ前、字陣屋敷、字中屋敷、字小路、字前田及び字柿又の各字の全部、大牟田市大字田隈字八反田、字白金、字牟田口、字大坪、字大坪、字天神木、字田久保、字玉口及び字今町の各字の一部、大牟田市大字久福木字今町、字諏訪前、字犬塚及び字諏訪後の各字の一部、大牟田市大字草木字高辻、字北ノ前、字下屋敷、字坂本、字畠中、字中尾、字大鳥居及び字釜蓋の各字の全部、大牟田市大字草木字運輸、字羽山及び字栗後の各字の一部、大牟田市大字三池字竹原、字古川及び字高畠の各字の全部、大牟田市大字三池字天神木、字楠木、字桜寺及び字平ノ下の各字の一部、大牟田市大字歴木字尻永、字御幸返、字平ノ後、字平ノ前、字前田、字袖林、字内畑、字外畑、字坂口、字藪ケ下、字山ノ上、字松山、字五郎川、字灰塚、字岩ケ下、字東ノ浦、字打越、字水洗、字散田、字野内、字六反及び字長溝の各字の全部、大牟田市大字歴木字島廻、字平町及び字北御幸返の各字の一部、大牟田市上白川町一丁目、二丁目の各丁目の全部、大牟田市黄金町二丁目の全部、大牟田市宮原町一丁目の全部、大牟田市一部町の全部、大牟田市馬込町一丁目の全部、大牟田市馬場町の全部、大牟田市駛馬町の全部、大牟田市三川町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目の各丁目の全部、大牟田市汐屋町の全部、大牟田市入船町の全部、大牟田市高砂町の全部、大牟田市浪花町の全部、大牟田市早米来町一丁目及び二丁目の各丁目の全部、大牟田市姫島町の全部、大牟田市加納町一丁目及び二丁目の各丁目の全部、大牟田市樋口町の全部、大牟田市三里町一丁目、二丁目及び三丁目の各丁目の全部、大牟田市上屋敷町一丁目及び二丁目の各丁目の全部、大牟田市天領町三丁目の全部、大牟田市船津町一丁目及び二丁目の各丁目の全部、大牟田市南船津町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の全部、大牟田市馬込町二丁目の一部、大牟田市米生町一丁目の一部、大牟田市青葉町の一部、大牟田市天道町の一部、大牟田市西港町二丁目の一部、大牟田市新港町の一部の地域を加える。

平成16年11月10日福岡県告示第1985号の事業地のうち大牟田市大字田隈字森ノ木の一部、大牟田市大字草木字棚崎、字常田、字赤塚、字横木、字江端、字蔵吸及び字貝根の一部、大牟田市宝坂町二丁目の一部、大牟田市原山町の一部、大牟田市一浦町の一部、大牟田市黄金町一丁目の一部、大牟田市花園町の一部、大牟田市上官町四丁目の一部、大牟田市宮原町二丁目の一部、大牟田市末広町の一部の地域を、

大牟田市大字田隈字森ノ木の全部、大牟田市大字草木字棚崎、字常田、字赤塚、字横木、字江端、字蔵吸及び字貝根の全部、大牟田市宝坂町二丁目の全部、大牟田市原山町の一部、大牟田市一浦町の一部、大牟田市黄金町一丁目の全部、大牟田市花園町の一部、大牟田市上官町四丁目の全部、大牟田市宮原町二丁目の全部、大牟田市末広町の一部の地域と変更する。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年4月福岡県告示第865号北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道

3 事業施工期間

昭和32年9月6日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成17年4月22日福岡県告示第865号の事業地のうち北九州市若松区響町一丁目の一部、北九州市若松区響町大字安瀬の一部、北九州市八幡西区黒崎一丁目及び三丁目の各丁目の一部、北九州市八幡西区藤田二丁目及び三丁目の各丁目の一部、北九州市八幡西区田町二丁目の一部、北九州市八幡西区黒崎城石の一部、北九州市八幡西区舟町の一部、北九州市八幡西区山寺町の一部、北九州市八幡西区大字藤田の一部の区域を変更する。

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第636号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人生きがい創造塾

(2) 代表者の氏名

西野 憲史

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区山路松尾町13番27号

(4) 定款に記載された目的

この法人は地域に居住及び就労する子どもから高齢者までの住民を対象にして、健康や介護予防をテーマにした専門分野の関係者による知識・技術・情報を提供又は共有する事業を行うことにより個々人の日常生活での生きがいを創造することを目標とする。さらに健康管理・健康増進・生活環境の向上・改善への協力・支援により、生活習慣病など疾病予防に貢献し、また、併せて外国人労働者の就労支援を行い、もって、社会全体の公益及びノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第637号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 アライブ

(2) 代表者の氏名

春本 みどり

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡香春町大字香春1641番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等に対して、生きている実感の持てる、人間らしい尊厳が確保され、家庭や地域社会で安心して暮らすことができるよう介護保険法に基づく居宅サービス事業等を行うことにより、こころ豊かな・ゆとりある福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第638号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州子ども劇場

(2) 代表者の氏名

井上 美奈子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区沖台二丁目2番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、文化芸術活動を通して、子どもの社会体験や社会参画の機会を拡充し、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とします。

福岡県告示第639号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人里山を考える会

(2) 代表者の氏名

関 宣昭

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区東田二丁目5番7号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、一般市民に対して、自然との共生をテーマに里山の保全・管理とレクリエーション利用に関する事業を行い、美しく持続的な生活環境づくりに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、一般市民に対して、「『里山』的暮らしのデザイン」を

テーマに社会システムの発展、環境教育及び人材育成に関する事業を行い、持続可能な社会及び生活環境づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第640号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

粕屋郡志免町田富1丁目271番2及び271番20から271番30まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号

株式会社富士開発九州支店 代表取締役 小尾 洸

福岡県告示第641号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

粕屋郡志免町志免東4丁目17番43から17番52まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 石原 進

福岡県告示第642号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

商号及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
有限会社コスモ坂本 健一	福岡市中央区平和5丁目6番23号	福岡県知事(4)第05729号 平成15年10月14日	平成18年3月9日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

福岡県告示第643号

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定したので、次のように告示する。

なお、水防管理団体の指定（昭和35年4月福岡県告示第345号）及び水防管理団体の指定（平成元年5月福岡県告示第807号）は、廃止する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

指定した団体の名称

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、嘉麻市、那珂川町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、桂川町、二丈町、志摩町、大刀洗町、大木町、黒木町、立花町、広川町、瀬高町、高田町、香春町、添田町、大任町、福智町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町及び築上町

福岡県告示第643号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生の場所	発生年月日
ニューカッスル病	鶏	患畜	447羽	山門郡山川町大字河原内1421番地1の36	18・3・17
ニューカッスル病	鶏	疑似患畜	29,642羽	山門郡山川町大字河原内1421番地1の36	18・3・17

公 告

公告

日本通運門司港湾常備労働組合から、基本賃金の増額並びに夏期一時金の要求等に関して、平成18年3月31日0時以降、その組合員の従事する次の職場（日本通運株式会社門司海運支店太刀浦事業所）において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

平成17年度福岡県ふぐ処理師試験（平成18年3月7日実施）の合格者を次のように発表する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	43	93	127	162	195	240
4	44	94	128	163	196	241
6	47	96	130	165	200	242
7	49	97	131	168	201	243
8	54	98	132	169	202	244
12	55	99	133	170	205	248
14	57	100	134	171	206	250

17	61	101	135	172	207	252
18	62	102	136	173	208	253
19	64	105	137	174	209	255
20	65	106	139	176	210	256
21	66	107	140	177	213	257
22	67	109	141	179	215	262
23	69	112	142	180	216	263
26	72	113	147	181	217	264
27	74	116	149	182	219	267
29	76	118	151	183	221	270
30	77	119	153	185	225	
32	78	120	155	187	230	
33	82	121	157	189	232	
35	84	122	158	192	233	
38	90	124	160	193	234	
41	91	125	161	194	237	

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成18年3月29日

社団法人全国保育士養成協議会
会長 石井哲夫

1 試験日

筆記試験 平成18年8月2日（水）・3日（木）

実技試験 平成18年10月15日（日）

※ 自然災害等により試験日を延期することがありますので、予めご了承ください。

2 受験申請受付期間および提出方法

(1) 受付期間

平成18年5月8日（月）～平成18年5月19日（金） ※当日消印有効

(2) 提出方法

受験申請は、別添指定の封筒にて郵送（簡易書留）に限り受け付けます。

3 試験会場

筆記試験 東海大学福岡短期大学 宗像市田久1-9-1

九州女子大学 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1

実技試験 第一保育短期大学 太宰府市五条3-11-25

4 試験科目

筆記試験

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 社会福祉 | (5) 小児栄養 |
| (2) 児童福祉 | (6) 保育原理 |
| (3) 発達心理学及び精神保健 | (7) 教育原理及び養護原理 |
| (4) 小児保健 | (8) 保育実習理論 |

実技試験

音楽・絵画制作・言語（3分野から2分野選択）

5 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- ② 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ③ 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ④ 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）もしくは盲学校、聾学校もしくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

- ⑤ 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）もしくは各種学校（同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ⑥ 学校教育法による中等教育学校の後期課程の専攻科を卒業した者または最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれると当該学校の長が認めた者
- ⑦ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (2) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2年以上（原則として1日6時間以上、1月当たり20日以上従事）児童等の保護または援護に従事した者（ただし、④については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者または配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る）
- ① 児童福祉施設
- ② 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成17年12月26日雇児発第1226003号）に規定するへき地保育所
- ③ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設
- ア 身体障害者更生援護施設
- イ 知的障害者援護施設
- ウ 知的障害者福祉工場
- ④ 「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日雇児発第247号）に規定する家庭的保育事業
- (3) 上記(2)に掲げる施設等において5年以上児童等の保護または援護に従事した者
- ※ ただし、(2)④については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者または配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。

(4) 次の①または②に該当する場合は、経過措置等により受験資格があります。

① 平成3年3月31日までに次のいずれかの条件を満たした者

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

イ 学校教育法による高等学校または文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履修した者で、児童福祉施設において1年以上児童の保護に従事した者

ウ 学校教育法による高等学校または文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履修した者で、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者

エ 児童福祉施設（へき地保育所を含む）において3年以上児童の保護に従事した者

② 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

6 試験科目の一部免除

(1) 平成16年、平成17年 保育士試験 一部科目合格者

平成16年あるいは平成17年に、保育士試験の一部科目に合格している者で、平成18年保育士試験において免除申請をした者は該当科目が免除されます。受験申請時に平成16年1月1日以降に交付された、『保育士試験一部科目合格通知書』の写し（原本をコピーしたもの）を必ず提出してください。

※ 平成16年あるいは平成17年に合格した科目の再受験を希望する者については、再受験科目の全部または一部が不合格となった場合でも、平成16年あるいは平成17年の結果（合格）は無効になりません。

(2) 科目免除指定校専修者

厚生労働大臣が指定する学校その他の施設において、その指定する科目をすべて専修した者は、該当科目が免除されます。受験申請時に『保育士試験免除科目専修証明書』の写し（原本をコピーしたもの）を必ず提出してください。

(3) 幼稚園教諭免許状所有者

幼稚園教諭免許状所有者（臨時免許を除く）は、『発達心理学』・『教育原理』・『実技試験』が免除されます。受験申請時に『幼稚園教諭免許状』の写し（原本をコピーしたもの）もしくはそれを証明するもの（各都道府県教育委員会が発行する『教育職員免許状授与証明書』）の写し（原本をコピーしたもの）を必ず提出してください。

(4) 幼稚園教諭免許状所有者で、筆記試験全科目合格者

平成16年あるいは平成17年までに保育士試験の筆記試験にすべて合格している者で、平成17年度に幼稚園教諭免許状を新たに取得した者は、平成18年の保育士試験受験申請手続きをすることで実技試験が免除され、合格通知書が郵送されます。

注意：受験申請時に(1)～(4)を証明する書類が添えられていない場合、または受験申請締め切り後に申し出ても受け付けません。

7 受験手数料

12,700円

挟み込みの郵便振替払込取扱票により、郵便局の窓口にて受験手数料を納付し、その郵便振替払込受付証明書を受験申請書の指定位置に貼付して提出してください。

8 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を一括して期限までに必ず提出してください。

(1) 保育士試験受験申請書

(2) 挟み込みの郵便振替払込取扱票により郵便局にて受験手数料を納付後、郵便振替払込受付証明書を受験申請書の指定位置に貼付してください。

(3) 受験資格を証明する書類

① 初めて受験する方（平成16年および17年に合格科目なし）

※提出する書類はすべて原本が必要です。

(1)～(16)のいずれかの書類を提出してください。

※幼稚園教諭免許状所有者は下記(9)を参照してください。

	受験資格	必要書類	注意点
--	------	------	-----

(1)	大学	卒業	学校が発行する卒業証明書	卒業証書は不可						
(2)	短期大学		卒業	挟み込みの専修学校・各種学校用卒業（見込）証明書						
(3)	専修学校・各種学校			卒業	学校が発行する卒業証明書	卒業証書は不可				
(4)	高等専門学校				卒業					
(5)	高等学校の専攻科					卒業				
(6)	盲学校、聾学校もしくは養護学校の専攻科						卒業			
(7)	中等教育学校の後期課程の専攻科							卒業		
(8)	平成3年3月31日以前、高等学校								卒業	
(9)	平成8年3月31日以前、高等学校の保育科	卒業								
(9)	大学2年以上在学中で、62単位以上修得済の者		学校が発行する62単位以上の単位修得証明書							
(10)	大学1年以上在学中で、年度中に62単位以上の修得が見込まれる者		学校が発行する62単位以上の単位修得見込証明書	合格した場合、単位修得証明書（原本）と在学2年を証明する書類（原本）の提出が必要						
(11)	短期大学および高等専門学校の最終学年在学中で、年度中に卒業が見込まれる者		学校が発行する卒業見込証明書	卒業証書は不可 合格した場合、卒業証明書（原本）の提出が必要						
(12)	専修学校・各種学校最終学年在学中で、年度中に卒業が見込まれる者		挟み込みの専修学校・各種学校用卒業（見込）証明書							
(13)	高等学校（平成3年4月1日以降）卒業後、児童福祉施設等で2年以上従事した者		学校が発行する卒業証明書 挟み込みの児童福祉施設等勤務証明書	卒業証書は不可						
(14)	児童福祉施設等で5年以上従事した者		挟み込みの児童福祉施設等勤務証明書							

(15)	外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書は不可
(16)	その他	事前に保育士試験事務センターに確認	

② 免除申請する方

※提出する書類は、すべて原本をコピーしたものがが必要です。

※必要書類が、受験申請書と一緒に添付されていない場合、免除の対象となりません。

	免除申請者	必要書類	注意点
(17)	一部科目合格した科目がある者 (平成16年、17年が有効)	「保育士試験一部科目合格通知書」の原本をコピーしたもの	合格した場合、申請書と一緒に添付した全書類の原本の提出が必要
(18)	試験科目を免除することができる学校として厚生労働大臣が指定した学校において指定科目をすべて専修した者	「保育士試験免除科目専修証明書」の原本をコピーしたもの	
(19)	幼稚園教諭免許状を所有し、免除を申請する者	「幼稚園教諭免許状」もしくは「教育職員免許状授与証明書」の原本をコピーしたもの	合格した場合、教育職員免許状授与証明書の原本が必要

③ 申請書氏名と添付書類の氏名が異なる方

※提出する書類はすべて原本が必要です。

改姓を証明する書類 ※婚姻等により受験資格を証明する書類や一部科目合格・免除を証明する書類の氏名と受験申請者の氏名が異なる場合	旧姓・現姓が共に記載されている公的書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等）を添付すること
--	--

9 試験の方法

本試験は、筆記試験および実技試験により行います。

(1) 筆記試験

① 筆記試験受験票は、平成18年7月14日（金）までに郵送します。

② 受験票が届いた時点で、漢字氏名・カナ氏名・生年月日・住所・受験科目等に

誤りがないか確認してください。誤りがあった場合は、保育士試験事務センターまで電話で連絡をしてください。

※ 漢字氏名・住所欄に記載されている文字については、コンピューター処理の都合上、外字・旧字体・異体字は、類字・新字体に変更し受験票に印字される場合があります。

③ 筆記試験の結果は、平成18年9月19日（火）までに受験者全員に通知します。

(2) 実技試験

実技試験は、筆記試験全科目合格者についてのみ行います。

実技試験の集合時間等については、『筆記試験結果通知書』と併せて郵送する『実技試験受験票』にてご確認ください。

10 試験日程および注意事項

(1) 筆記試験

期 日	試 験 科 目	入室時間	試 験 時 間
8月2日(水)	社会福祉	9:20	9:30~10:30
	児童福祉	10:50	11:00~12:00
	発達心理学	12:50	13:00~13:30
	精神保健	13:50	14:00~14:30
	小児保健	14:50	15:00~16:00
8月3日(木)	小児栄養	9:20	9:30~10:30
	保育原理	10:50	11:00~12:00
	教育原理	12:50	13:00~13:30
	養護原理	13:50	14:00~14:30
	保育実習理論	14:50	15:00~16:00

① 受験者の会場への入場開始は、午前8時30分からとします。

② 受験者は、試験開始10分前までに入室してください。

やむを得ぬ事情で遅れた場合は、試験開始後20分以内までであれば入室を認めます。

ただし、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』につい

では、原則として試験開始後の入室は認めません。

- ③ 受験者は筆記試験当日、受験票・HB～Bの鉛筆またはシャープペンシル・消しゴムを各自持参してください。(筆記試験は、マークシートを使用します。)
- ④ 試験結果は、受験者全員に郵送でお知らせします。
 - ※ 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がありますが、これらの業者と保育士試験事務センターは全く関係がありませんので注意をしてください。
- ⑤ 試験中机の上に置けるものは、受験票・筆記用具・時計(計算機、電話等の機能のついていないもの)とします。
 - ※ 机の上に、携帯電話等を置くことを禁止(時計としての使用も禁止)します。教室内に持ち込む場合は、電源を切ってください。
- ⑥ 試験会場からの途中退室は、試験開始後30分を経過した後から終了5分前までとします。なお、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、原則として途中退室は認めません。
- ⑦ 試験中にカンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の試験科目すべてについて無効となるほか、当該年試験から3年間の受験ができなくなります。
- ⑧ 試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装でおいでください。
- ⑨ 音(アラーム)を発するものの使用は禁止します。

(2) 実技試験(筆記試験全科目合格者についてのみ行います)

10月15日(日)	音楽・絵画制作・言語 (受験申請時に2分野を必ず選択する)
-----------	----------------------------------

- 注意1: ただし幼稚園教諭免許状所有者は、選択不要です。
- 注意2: 各受験者の実技試験の開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

(3) 実技試験の内容

受験申請時に下記①～③の中から2分野を必ず選択してください。

- 注意1: 申請後の変更は認めません。
- 注意2: 選択していない分野の受験はできません。

注意3: 実技試験の内容についての問合せには、一切応じられません。

① 音楽

課題曲

ア 『サっちゃん』 (阪田寛夫 作詞・大中恩 作曲)

イ 『ふうせん』 (湯浅とんぼ 作詞・中川ひろたか 作曲)

課題曲の両方をピアノ・ギター・アコーディオンのいずれかで伴奏しながら歌う。伴奏は市販の楽譜を用いるか、添付楽譜に付けられたコードネームを参考にして編曲したものをを用いる。前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は一番のみとする。移調して歌うのも可。

注意1: ピアノ以外の楽器は、持参すること。

注意2: アンプの持ち込みは認めないので、アコースティックギターを用いること。カポタストの使用は可。

注意3: アコーディオンは、合奏用ではなく独奏用を用いること。

② 絵画制作

『保育所(園)での子どもと保育士との生活や遊びの一場面を表現する』

注意1: 表現に関する条件を試験の当日に提示します。

注意2: 当日は、鉛筆(HB～2B)、色鉛筆(12～24色)、消しゴムを各自で用意してください。

(クレヨン、パス、マーカー等は不可)

※携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

注意3: 受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意4: 試験時間は45分です。

注意5: 試験用紙の大きさはB4判としますが、紙の種類および絵を描く欄の形や大きさは、試験の当日に提示します。

③ 言語

各自あらかじめ用意した童話等を3分間口演する。

自分の前にいる20人程度の3歳児クラス、4歳児クラス、または5歳児クラス

の幼児に集中して話を聞かせる時間という想定のもとに話す。

題材は、自作・他作を問わず、童話・神話・民話・伝説・昔話等自由とする。

注意1：話を聞いている幼児の対象年齢については、当日、実技試験採点委員が指示します。各年齢層に対応した題材・話を準備しておいてください。

注意2：題名は開始合図のあと、必ず一番初めに実技試験採点委員に言ってください。

注意3：台本・道具（人形・絵本）等の使用は一切禁止です。失格になりますので注意してください。

注意4：3分間は退出できません。

口演時間はタイムキーパーが計ります。3分間の口演が終了した時点で話が途中であっても採点には影響ありません。

11 配点

(1) 筆記試験

科目	満点
社会福祉	100
児童福祉	100
発達心理学	50
精神保健	50
小児保健	100

科目	満点
小児栄養	100
保育原理	100
教育原理	50
養護原理	50
保育実習理論	100

(2) 実技試験 ※3分野のうち2分野を選択

分野	満点
音楽	50
絵画制作	50
言語	50

12 合格基準

満点の6割以上を得点した者を合格とします。

『発達心理学』および『精神保健』は、両科目ともに6割以上を得点した者を合格とします。

『教育原理』および『養護原理』は、両科目ともに6割以上を得点した者を合格とします。

実技試験については、受験申請時に2分野を選択し、両分野とも6割以上を得点したものを合格とします。

13 試験結果通知について

(1) 筆記試験結果通知書は、平成18年9月19日（火）までに受験者全員に郵送します。

※ 筆記試験全科目合格者のみ実技試験受験票を郵送します。

(2) 得点個票は、平成18年11月17日（金）までに受験者全員に郵送します。

注意1：得点個票では、保育士の登録はできません。

注意2：試験の合否結果についての問合せには、一切応じられません。

注意1（仮）合格通知書は、『見込受験および原本のコピーを提出された方』に送られます。

必要書類を保育士試験事務センター宛に郵送してください。（郵便の種類に指定はありません）

封筒の裏に平成18年保育士試験受験番号・氏名・住所を記入し封筒の中に該当する書類を入れてください。

返信用封筒は、必要ありません。

注意2 幼稚園教諭免許状の所有者は、幼稚園教諭免許状を取得した都道府県教育委員会から、『教育職員免許状授与証明書』を発行してもらい、原本を保育士試験事務センターへ郵送してください。

（幼稚園免許は、郵送しないでください。）

保育士の登録について

保育士登録の際、合格通知書（全国保育士養成協議会会長の朱印が入ったもの）が必要です。

登録事務処理センター 03-5485-3150（平日 9:00~12:00 13:00~17:30） <http://www.hoikushi.jp>

※ 保育士試験事務センターとは、別団体です。

14 その他注意事項

- (1) 『実施要項』・『受験票』・『払込金受領証』は、試験結果到着時まで大切に保管しておいてください。
- (2) 宿舍のあっせんは行いません。
- (3) 受験票が届いた後に、婚姻・転居等により氏名・住所等が変更した場合は、挟み込みの『氏名・住所変更届』に必要な事項を記入して、必要書類と一緒に保育士試験事務センターまで郵送してください。
- (4) 受験の際の注意事項
 - ① 不正な方法で受験または受験しようとした者は、その受験を停止し、またはその合格を無効とします。
 - ② ゴミは、試験会場には捨てず、各自が持ち帰ってください。
 - ③ 試験当日の昼食は、各自持参してください。

- ④ 会場内は禁煙です。
- ⑤ 試験会場への来場は、公共交通機関をご利用ください。
- ⑥ 上履きの必要な会場もありますので、『受験票』で確認をして各自用意してください。
- (5) 試験の内容または試験の合否についての問合せには、一切応じられません。

15 受験申請書の提出先及び試験に関する照会先

社団法人 全国保育士養成協議会
〒171-0033
東京都豊島区高田3-19-10
保育士試験事務センター
フリーダイヤル：0120-4194-82
<http://www.hoyokyo.or.jp>
E-mail : shiken@hoyokyo.or.jp

正 票

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
16 ・ 3 ・ 19	2220	告示	533	13	○			表中	甘木市大字善徳寺五七六番四先から	甘木市大字甘木五七六番四先から
				14	○			表中	甘木市大字善徳寺五七六番四先から	甘木市大字甘木五七六番四先から